

避難計画とは？

東日本大震災などの大災害発生時には、高齢者や障がいをお持ちの方に大きな被害が生じました。こうしたことを防ぐため、災害時に一人での避難が困難な方（避難行動要支援者）が、「どこへ、誰と、どうやって」避難するかを個別にまとめたものが、避難計画です。

※守谷市ハザードマップで浸水想定区域や急傾斜地で土砂災害警戒区域等に指定されている地域にお住まいの方から、優先的に計画を作成します。

名簿の記載事項

- ・要支援者氏名
- ・生年月日
- ・年齢
- ・住所
- ・電話番号
- ・避難支援などを必要とする事由

避難行動要支援者名簿とは？

避難行動要支援者をあらかじめ登録しておく名簿です。要支援者の方が名簿情報の外部提供に同意された場合は、平常時から自治会・町内会、自主防災組織、民生委員などに名簿が提供されます。同意されない場合は、災害時のみ必要な範囲に名簿が提供されます。

避難計画は **どうやって** 作成する？

避難計画は、要支援者名簿に登録された後、地域の支援実施者や福祉事務所の方（ケアマネージャーなど）、市、社会福祉協議会などと一緒に個別に作成していきます。作成の順番が来ましたら、改めてお知らせします。

避難計画の作成手順

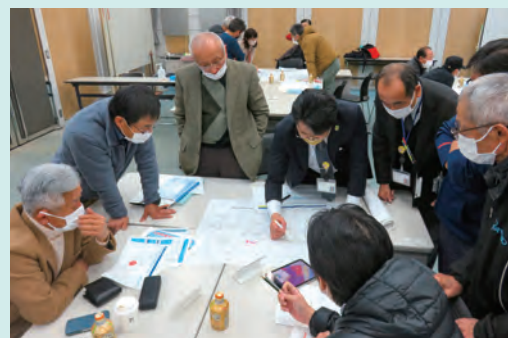


大野地区で避難計画を作成中！

市の防災ハザードマップで浸水想定区域などに指定されている大野地区では、令和5年2月から避難計画の作成（モデル事業）を始めました。

今回の実施結果を踏まえ、令和5年度以降、大野地区以外でも計画作成を順次進めていく予定です。

地域ごとに支援候補者や危険箇所などについて話し合いました▶



**平常時も災害時も支え合い、
地域全体で助け合いの輪を広めていきましょう！**

▶問合先 市役所社会福祉課 社会福祉G 内線162



ど
う
や
っ
て
誰
と
ど
こ
へ

命を守る

避難計画

作成にご協力をお願いします

避難計画作成の対象となる 要支援者とは？

申請不要

市が指定する要支援者

介護

要介護3・4・5

障がい

- ・身体障害者手帳1級・2級
- ・精神障害者手帳1級・2級
- ・療育手帳A（最重度）、A（重度）
- ・要介護1・2で、認知症高齢者の日常生活自立度のランクがⅡ、Ⅱa、Ⅱb、Ⅲ、Ⅲa、Ⅲb、ⅣまたはⅣに該当

認知症

申請が必要

支援を必要とする理由がある方

自宅で生活している方で、以下に当てはまる方は避難行動要支援者名簿に登録され、避難計画作成の対象となります。

- ・65歳以上の単身世帯、または75歳以上の高齢者のみの世帯
- ・要介護または要支援の認定を受けている方
- ・身体障害者手帳をお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ・療育手帳をお持ちの方
- ・難病医療費受給者証をお持ちの方